

○松原専門官 定刻になりましたので、ただいまから「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会」を開催いたします。

本日は御多忙のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。
本日の会議は、4名の委員より御欠席の御連絡を受けております。

現時点で新開発食品調査部会の委員14名中10名の委員に御出席いただいておりますので、本日の部会が成立することを御報告いたします。

また、本日は3名の参考人に御出席いただいておりますので、ここで御紹介いたします。

全国消費者団体連絡会事務局長で食品衛生分科会委員の浦郷参考人でございます。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物機能利用研究部門遺伝子利用基盤研究領域長で遺伝子組換え食品等調査会委員の田部井参考人でございます。

日本生活協同組合連合会組織推進本部長で食品衛生分科会委員の二村参考人でございます。

また、本日は2つの団体様からヒアリングを行う予定でございます。こちらも御紹介させていただきます。

一般社団法人日本種苗協会新育種技術小委員会委員の南様でございます。
農民運動全国連合会常任委員の齋藤様でございます。

一般社団法人農民連食品分析センター所長の八田様でございます。

続きまして、本会議の利益相反に関する事項でございます。特定の品目に関する審議を行う際には、利益相反の有無について確認をし、その確認書につきましてもホームページ上で公開すること等が定めておりますが、本日の部会は特定の品目に関する審議ではないことから、これに該当するものでないことを申し添えます。

続きまして、配付物の確認でございます。

審議会等のペーパーレス化の取り組みとして、本日の資料はタブレットを操作してごらんいただきます。タブレット以外の配付物といたしましては、タブレット、操作説明書及び委員必要事項連絡票を委員のお手元に用意しております。不足はございませんでしょうか。

次に、タブレットの操作の説明をさせていただきます。タブレットの右側に本日の資料として議事次第、資料1から資料3、参考資料1、参考資料2、参考までに今まで第1回から第4回の調査会資料と、前回の部会資料を入れております。不足はございませんでしょうか。

そのほか今回の操作で拡大やページ送り等のタブレット操作につきましては、配付しておりますタブレット操作説明書を御確認お願いいたします。

ここまででタブレット、動作不良、ファイルの不足等ございませんでしょうか。操作に不明な点がございましたら、また、ファイル等に不備がございましたら、審議の途中でも構いませんので事務局までお申しつけください。

配付物の確認及びタブレット操作については、以上でございます。

会議の頭撮りはここまでといたします。撮影されています報道関係者におかれましては、傍聴席までお戻り願います。

(カメラ退室)

○松原専門官 それでは以降の議事進行につきまして、寺本部長にお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○寺本部長 皆さんおはようございます。

それでは、議事を進めたいと思います。最初の議題1は「新たな育種技術を利用して得られた食品の取扱いについて」ということで、ヒアリングを予定しております。

今回のヒアリングは、まず各団体の代表の方に10分程度で御意見を伺います。その後、5分ないし10分ぐらい質疑応答の時間とさせていただきます。最初に日本種苗協会様、次に農民運動全国連合会様の順で意見を伺いたいと思います。

では早速、日本種苗協会新育種技術小委員会委員の南様、よろしくお願いいたします。

○一般社団法人日本種苗協会 日本種苗協会よりまいりました南です。よろしくお願いいたします。

資料1に沿いまして、若干口頭で補足しつつ、私どもの意見を申し上げます。

私ども種苗業界というのは、これまでいわゆる従来法で育種をして、それを世の中に出してまいりました。そこで得られた新しい形質のものを新品種とするわけですが、これまでその形質が変化するという事は、遺伝子のレベルで何らかの変化が起きていると考えられますが、実際その変化が何かということまでは見ずに、従来法によりすぐれた形質を持つものとして世の中に出してきました。

今回、それに新しい選択肢としてゲノム編集技術というものが加わった、選択肢が一つふえたというのが当協会の基本的な認識でございます。

この審議会、部会におきまして示されておりますゲノム編集食品の取扱い方針案が、編集の結果、従来育種によるものと遺伝子レベルで区別がつかないということの基本として、その審査に当たって製造された食品を遺伝子組換え食品の安全性審査の対象外とするという御方針に私ども異論は

ございません。また、それに際して開発者からの情報提供を求めるとされた諸点につきましても、特段の異論はございません。これが最も私どもの基本的な立場です。

資料の箇条書きの2番ですが、これは意見というよりは実情としてお聞きいただければと思いますが、まず種苗会社が扱う農作物、この場合、食品ということと言えますと野菜が主かと思いますが、これは非常にいろいろな種類にわたっております。その全てでといたしますか、むしろそのほとんどで精密なゲノム情報はわからないというのが現状です。

この情報提供項目の中で、例えばオフターゲット効果による新たなアレルゲンたんぱく質の生成の有無について届出項目に含まれておまして、このこと自体は大変ごもっともな御心配だと思います。ただ、現実には例えばある作目でこの遺伝子を編集したい。その遺伝子については配列が全部わかったとしても、この届出項目に完全にお答えするには、ゲノム全体の情報ということがどうしても必要になってまいりますので、そのことを考えますと、現時点では直ちにゲノム編集技術をあしたからでも取り入れていくということにはならない。周辺環境の整備ということを待ちつつ進めていくということかと思えます。これは届出項目にそれがあるということに対する不満ではございませんで、初めにも申しましたように、提供項目につきまして異論はございません。それを満たす上で、そうすると逆に考えて現状としてどうなるかということをお願いしていると御理解いただければと思います。

3つ目です。これはやや一般論的になりますが、ゲノム編集技術というのは2012年ごろでしたか、CRISPR-Casのシステムが世に出てきて、非常に注目されてはおります。ただ、非常に新しい技術であるということもありますので、私どもとしてはこれは開発者の側に立つわけですが、この国の皆さんの理解を得て、その上でみんなが納得する技術として、そういう環境の中でこれも選択肢として育種に使っていきたいと考えておりますので、ぜひこの部会、審議会の先生方の科学的ないろいろな考察を重ねていただき、また、関係省庁におかれましては、国民に対する丁寧かつ正確な情報提供をしていただいて、みんなが納得できる技術に育て上げていくということを私どもとして希望をしております。

提供する情報の公開方針等、具体的な骨格づくりに対しましてはまた何らかの機会を設けていただいて、我々を初めとして民間事業者の意見も幅広く取り入れていただき、本技術の社会実装に向けた地ならしというものをお願い申し上げます。

最後、社会実装に向けた地ならしの中に少し補足させていただきたいの

ですが、私どもまずこの協会は、協会員となっている各種苗会社に具体的にどのような技術を使っていくかについて情報提供はいたしますが、それぞれの会社が例えばゲノム編集技術を使うかどうかというのは各社の経営方針でありまして、協会としてどうこう言う筋のものではございません。それが前提なのですが、現時点でゲノム編集技術、特にCRISPR-Casを使っていくに当たって幾つか不安な点もございまして、それは知財の問題です。少し勉強はいたしましたが、このCRISPR-Casをめぐるのは知財の網、ネットワークが結構複雑にあるような印象を受けておりまして、そこがどうなるか。それに密接に関連してコストの問題ということも民間会社としてはあります。

それから、先ほど申しました、例えばアレルゲンの情報を提供するためにはどうしてもゲノム情報というものが必要になってまいります。日本種苗協会、日本の種苗業界は例えば注目した作物について自力でゲノム情報を整備できるかという、なかなかそこはいろいろ難しいところがございます。それが現状ですので、純粋に技術的なバックグラウンドの整備、それから、知財の問題についてしかるべきところから情報提供を逆に私どもいただきたいというのが意見です。

日本種苗協会からは以上でございます。

○寺本部長 南さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告、御発表に対しまして何か御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

先ほどおっしゃっていたゲノム情報が完全に全部わかっているわけではないということで、こういったことで開発していく際に、先ほど周辺状況の整備が必要だとおっしゃっていたのですけれども、具体的に言うとうとうことをお考えですか。

○一般社団法人日本種苗協会 報告書案を読ませていただきますと、オフターゲットが起きそうな場所を、幾つかのそういう専用のプログラムで見て、その辺で実際にそういうものが起きていないかどうかを確認するというふうに理解をいたしました。それは例えばパソコンの前に座ってゲノム配列を引っ張り出して、例えばCRISPR-Casのguide RNAの配列を当てて、どこにありそうかということだろうと思うのですが、それがゲノム情報がない作目においてはそもそもできないということです。

それから、対象とする遺伝子について配列が例えば完全にそこはわかっている、ほかのところはわからないとguide RNAのつくりようもないというのがあります。大体そういうことです。

○寺本部長 ほかに何かございますか。恐らく先ほどおっしゃっていた最後の部分で、

国民というか使われる皆さんの理解、ゲノム編集ということに対しての御理解を得るといことは非常に重要な問題で、そのことの周知というのは、御理解というのはこの前も佐々木先生がおっしゃっていましたが安全だということを知り、こういう情報がある、ある程度担保されていることがあるんだということの情報を、国としてもちゃんとやっていかないとけないということなのですね。

○一般社団法人日本種苗協会 はい。やはりそこは国とか大学の先生とか、中立的な立場から発せられないと、私ども立つ立場としては開発者でございますので、こちらが幾ら言ってもということはあると思うのです。

○寺本部会長 第三者的な立場で、学術的な意味からそういう御理解を得るような方向でということ、大きな問題だと思えますけれども、よろしゅうございますか。どうぞ。

○中島委員 オフターゲットではなくて、狙ったところ、オンターゲットのところのゲノム情報については、これは調べておられて、この情報を求めるのは、実際に開示するかどうかは別として、その情報を求めるのはよろしいわけですか。1倍体でないものとかもあり得ますので、大抵2倍体もしくは4倍体とかそういったものもありますが、つまり狙ったところがちゃんと変わっているかどうかの情報を我々が求める、こちらから求めるのは、それも無理と言われるとまた思うのですけれども、知財の問題があるかと思えますので、公表するかどうかはまた別なのですが、その情報については問題ないとお考えでしょうか。

○一般社団法人日本種苗協会 もし実際に例えばターゲットの配列しかわからない。そういうものについてこの技術を実施したとした場合、それは届け出るということかと認識しております。ただ、そのような状況でやるかどうかというのは、それぞれまさに会社の経営判断になってきます。

○中島委員 ゲノム編集なので、ゲノム全部はわかっていなくても、狙っている遺伝子くらいは当然わかってゲノム編集技術を適用されていると、こう考えてそれはよろしいですね。

○一般社団法人日本種苗協会 はい。それはそういうことです。配列がわからないとやりようがないので。

○中島委員 当然そう思いますので、そこが狙ったとおりに変わったとか、そういう情報もこれもオーケーということでもよろしいですか。

○一般社団法人日本種苗協会 それはそういうことになると思います。

○中島委員 ありがとうございます。

○一般社団法人日本種苗協会 オーケーとおっしゃいますのは、届け出るということですよ。

- 中島委員 公表するかどうかはまた別の次元の問題です。
- 寺本部長 ほかいかがでしょうか。
- 梅垣委員 例えばアレルゲンが出たとか、そういう場合にすぐに公表できるというのも、確信がないとだめだと思うのです。因果関係とかもはっきりしなければいけない。そういうときにどう対応するかというのは多分難しいと思うのです。あらかじめわかっていたらすぐ公表できるでしょうけれども、未知の技術を使いますからわからない部分がかかなりあると思うのです。そういうときに情報が上がってきたときにどう処理するかというのは、かなり私は問題になると思うのですが、そういうところをあくまでも科学的に考えて、どう処理したらいいかという考えとかがもしあればお伺いしたいのですが。
- 一般社団法人日本種苗協会 まずは実際に種苗会社として私の聞いておる範囲では、どこもまだこれをしていないので、想定の話になりますが、例えば系統選抜ということは当然やるわけなのです。なので例えばゲノム編集をして、現状では例えばアグロバクテリウムを使ってはさみの遺伝子を入れて、それを再分化させて、まず標的が確かに壊れているというラインを選び、その後代で選抜といいますか、例えば入れた遺伝子を除くという操作が出てきます。
- それから、私どもは従来育種においても交配というのは1回や2回で終わるものではなくて、交配によって入ってきた不良形質を除くために非常に多段階の選抜をかけます。それと同じことをもし例えばあるラインについてアレルゲンになるような変異が起きているラインが見つければ、それを排除するような後代での選抜を恐らくやっていくであろうと考えます。
- 寺本部長 よろしいですか。
- それでは、次のヒアリングに入りたいと思います。どうもありがとうございました。
- 続きまして、農民運動全国連合会常任委員の齋藤様、よろしくお願いたしたいと思います。
- 農民運動全国連合会 御紹介いただきました齋藤といいます。
- 私は船橋で農業をやっていますので、今の議論のようにゲノム編集の細かい技術的問題については十分把握していませんけれども、農業をしている立場から種をどう考えるかという点で、少し意見を述べさせていただきたいと思います。
- 資料をつくる時間もなかったので短い文書になりましたが、生産する立場から見たときに、この問題が、特に工業的につくられた育種というものが農民のものになるかという点で見ると、非常に大きな問題があるだろう

というのが1点です。

それから、食品の安全性については、今までの議論を読ませていただきましたけれども、多くの消費者団体、消費者の皆さんが不安に思っているということから考えても時期尚早ではないかということ。

もう一点は、今までの過去の遺伝子組換え作物の栽培が当初は安全だと言われていたのですけれども、二十数年たってそれが世界的に大きな問題になっている。この現実が基本的には解決していない中で、私はあえてここに商業栽培と書きましたけれども、それは何を私たちが心配するかというと、交雑なのです。きちんとしたものがちゃんとした形でできているかどうかという問題で見れば、例えば既にナタネでの遺伝子組換えの交雑問題が世界的に大きな問題になっていますけれども、そういうことがさまざまな作物に出てくるという心配。この問題はどうしても払拭できないものですから、そういう立場から少し発言をしたいと思います。

まず一つは、ゲノム編集は農民の技術ではないということです。今の種苗会社の方もおっしゃっていましたが、もちろん会社の皆さんが一生懸命育種をしていいものをつくって、私たちに恩恵を与えているということも事実ですが、それと同時に、私たちはそれぞれの地元に残っている在来種を含めて、自分の土地に合ったものを必死になって見つけながらさまざまな種子を選択しているわけです。ところが、これが主流になってきたときに、種の独占というのは否が応でもそういう方向に動いてしまうのではないかということです。

特に遺伝子組換え作物ができてからのいわゆる肥料と農薬をセットにしたビジネスモデルというのが、残念ながら世界的に大きな広がりを見せてしまい、そして、それが安全性の問題で大きな問題になって世界的には今、規制をかけようという動きが強まっている。そういう点になっているのだから、価格の問題でも当初の価格よりも、特に大豆なんかの場合には4倍の価格になっているという現実から見ても、どう考えても農民に利用できる種ではないのではないか。

そういう点から、今、国際的に見ると種の問題について国連を含めて非常に大きな議論になっているということで、あえて資料的に入れておきました。1つは植物の新品種の保護に関する国際条約、いわゆるUPOVと言われるものですが、この中では1991年の改正で育成者権の問題が大きく取り上げられました。そして、残念ながら育成者権というものが開発した企業の側からの農民に与えられた恩恵という考え方、こういう見方になっているわけです。

例えば具体的には私が今つくっています、千葉で開発したおおまさりと

いう落花生は、買うときにこの種は自分の畑で使うものについてはいいけれども、無料でよその人にあげたり有償で売ってはいけないという念書を書かされるわけです。そのような育成者権が既に動いていて、実はそれがどんどんふやされるという流れになっているわけです。それに対抗して、やはり種というのは農民の固有の権利としてあるだろうということで、食料及び農業のための植物遺伝子資源に関する国際条約というものができ、日本も2016年に既に批准をしています。これはまさに自家増殖も含めて自由に使っていていいですよという条約なわけです。

さらにはことしになって、つい最近ですけれども、農民の権利宣言というものが国連で採択されました。残念ながら日本政府は棄権をしましたけれども、世界的には3分の2を超える圧倒的な数で採択されていますが、その中の19条には、この食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約をさらに発展させて、きちんとしたものを明確にしているということ。さらには20条では、生物多様性の権利として国に対する義務をきちんと明確にしているわけです。

そういう点から見ても、本当の意味での生物多様性、地球、特にSDGsで2030年まで本当に持続可能な地球をつくろうという観点から考えたときに、今、進められている工業型農業が本当にいいのかというのが国際的に議論になっている。これは紛れもない事実なわけです。そして、ヨーロッパでは遺伝子組換えの技術についての多くの疑問が出されている。これは今までこの二十数年培ってきた、やってきたいろいろな研究データの中から、そういう結論が導かれているのだろーうと思います。

ですからまさに今、公共性というのが問われているし、先ほども言いましたけれども、日本政府はその全く逆の方向で実は育成者権をさらに強化するというので、自家増殖の全面禁止という方針をこの5月に農林省は出しまして、そのちょっと前ですけれども、今まで自家増殖をやってはいけないというのが82品種しかなかったのですが、それを何と289品種まで広げ、さらにはこれをもっと広げていくということになっています。言いかえれば、企業が開発して育成者権を明確にしたものについては、全ての種を農民に買えということになるわけです。これは農民にとって一番、私も40年近く農業をやっていますけれども、一番おもしろいのはいろいろな品種が出てくる、どんな種を使ったときにどのようなものが出てくるかという楽しみがある。それができなくなるというのは農業の楽しみを奪ってしまうものではないかと思っています。そういう面で、大規模工業的な農業を進めるようなビジネスモデルを推進するような形の問題というのは、大きな問題があるのではないかと思っています。

最後に、私は今度の問題を読んでいて、農民として非常に感じましたのは、今度の2020年のオリンピックの選手村での食材供給に関して、今、オリンピック委員会はグローバルギャップといって生産工程をきちんと明らかにした認証がとれたものでなければ使わないということになっているわけです。実は日本の農業でさまざまな問題はありますけれども、今、各地で一生懸命頑張っている農民というのは、このことをきちんとやって、生産者と消費者が納得できる生産をし、流通をさせて消費者に安全を届けているという、こういう仕組みをやっているわけです。ですから、この種はどのような種なのかということが明確に消費者に説明でき、どのような肥料を使ったのか、どのような農薬を使ったのか、どのような管理をしたのかということの工程をきちんと管理させるといふ点から言って、もし仮にこの品種を認可するのであれば、私はここにもあえて書きましたけれども、堂々とゲノム編集を使った品種を使いましたということが私たちに書けるような仕組みをつくっていただきたいということをお願いして、発言を終わります。

以上です。

○寺本部長 とうもありがとうございました。

ただいまの御発表に何か御質問等ございましたらお願いしたいと思えます。

○中島委員 おっしゃることはよくわかりました。品種というものは、これはブランドでもございまして、例えばコシヒカリとか、そういうふうにはブランドでそれなりの価値を持つものと私も認識しておりますが、制限がないということになると、ばんばん盗んでいって、ばんばん海外でも何でも流出して、勝手につくる。今それが問題になっていて、恐らくはこの制限についてはその辺のところは配慮されていると私は理解しているのですけれども、この点についてはいかががお考えでしょうか。

○農民運動全国連合会 ですから特に遺伝子組換えの問題が起きて、種の集中というか独占が始まるまでは、そういう議論は結構あったと思うのです。実際に例えば新しい品種をたくさんつくったというようなことで、それが価値になるということもあったのですけれども、でも現状で国際的に議論になっている基本的なことというのは、その全く逆なのです。やはり種というのはそのようにしていいものを開発したら、みんなで使ってみて、そのみんなで使っているものをさらに地域に合ったものにつくり変えていくという、こういう努力を農民も含めてしようではないかということなのです。

私は野菜農家ですが、例えば野菜の場合にF1という新しい、本当にすぐれた技術だと思っています。そろいはいいし、味はいいし、生育はいい。

ただ、本当にそれが作物としてどうなのかということが今、疑問に持たれ始めているわけです。例えば雄性不稔といって次の世代には同じものができない、要するに1代交配をつくって次の代には違うものができていくというような種が実際あるわけです。そのときに今までは、私たちの中でも、仲間の中でもこういうおもしろみがあるのです。新しい品種ができて、1代交配でいい品種ができた。だけれども、この品種はどうも気に入らないと思い、それを何回も何回も戻し交配をして、戻し交配というのは作り直していくわけですね。作り直していったら、それで自分の地域に合った、自分のものに合った品種をつくっていくということをやっている仲間もたくさんいるのです。それが意味では農業のおもしろさなのです。

そういうことをやれたのは、今までの自然界で起こった育種の中でできたからやれているのであって、こういうふうに科学的につくられたものについて、それが可能になるかということ、私はまず無理ではないかと思えますし、冒頭にも申し上げたように、それが自然にできたものと交雑したときにどのような影響が出るのかということについての心配も農業者としては思っているということなのです。

ですから、今までいろいろな形で育成者権として新しい技術を使ってきた。それはそれでいいと思うし、そのとおりだと思いますけれども、それをそんなにきちんと守っていくということが、農業の発展や地球全体の今のこういう状況の中での食料増産ということから考えたときに、もっともっと、いいものはみんなを使って、みんなで利用して、それぞれの地域に合ったものをつくり出していくという思想が今、求められているのではないかと今、国連で議論されている、先ほど報告しましたけれども、新しい種の品種であり、農民の権利宣言の19条で記されている種の権利、20条で生物多様性をもっと高めようと言っていることの根本のところではないかと私は理解しています。

○中島委員

作物にもいろいろございまして、例えばお米なんかだったら、これは非常に安定しているので、そのまま収穫したものを翌年まで、きっちり同等のものがとれますけれども、作物の中でそういうものはむしろレアケースで、F1が普及する理由はそこにあって、F1の交雑、強勢だけれども、それをまくとどうなるかということと先祖返りが起きて品質がばらばらになって売り物にならなくなる。だからきちんと品質のそろったものをそれなりの値段で供給するためにF1が必要とされている。私はそういうふうに理解しておいたのです。

それから、努力して新しい品種をつくって、これでまちおこしをするとか、これはどちらかということむしろ私はそちら側の世界の趨勢だったよう

に理解をしておったのですが、それはつまりは両方の方向からいろいろな議論があるように感じていたのですが、いかがなものなのでしょうか。

○農民運動全国連合会 それはそうだと思います。まさにいい品種をつくるというのは、みんなそれぞれいろいろ努力をしていくわけですから、新しくF1の品種でF1ハイブリッドでつくった種がその地域に本当に合っているものであれば、それはそれでいいし、消費者の皆さんの支持が得られるのであれば、それはそれでいいと思うのです。

問題は、それを独占してしまうというところにあるのではないかと私は思っています。ですから先ほども話をしましたように、例えば今、農水省が進めようとしている自家増殖の原則禁止という考え方というのが、本当に世界の趨勢から考えても、もっと言えば農民の楽しみから考えても、私自身がつくって、例えばおおまさりという品種をまいて一生懸命で先ほど話が出ましたけれども、系統選抜といって形のいいもの、粒ぞろいのいいもの、そういう種を拾って選別して翌年まくわけです。こういうことが結果的にできなくなってくる。できなくしようとしているというところに農民の一番おもしろさが奪われてしまう。そういう方向に進んでいるのが今の種子をめぐる状況ではないかと私は思っています。そこは自由にさせていただきたいし、もっと言えば農民の楽しみなのです。

○中島委員 齋藤様のように意識の高い農民の方ばかりだったらそれもそうなのですが、職業として農業というものを選んでいらっしゃる方々にとっては、毎回同じ努力できっちり同じものができて、それできっちり売れるというのがもっと大事なのではないかと考えるのですが、これは下衆の勤練りでしょうか。

○農民運動全国連合会 それは全くそうだと思います。そのところを否定するつもりはありませんし、地域の種苗会社さんとタッグを組んでいい種をつくっていくという話も聞いています。ですからそれはそれでもちろん育種を専門にしている種苗会社さんと地域の人たちがタッグを組んでやっていくということについては、一つも問題ないと思います。

例えばお米の品種が今、日本全国で300を超える品種が登録されているとよく言われますが、これなんかも本当に愛知県なんかでこの間、話を聞いてきてびっくりしたのですが、沢伝いに違う品種を使っている。そういうところもあるわけです。それは水が違い、土質が違う。それに合った品種をちゃんと今も保存し残している。そういう話ですとか、例えば長野県の上伊那では、私たちの仲間がやっている奈良時代から続いている白毛もちという、本当につくりにくい、つくりにくいのですけれども、食べてみるとすごくおいしい。そういうものをあえて消費者の皆さんと一緒にやってつくって、それを製品化していて、そのもちの稲わらというのは長いしや

わらかいということで、今度、国技館の大相撲の土俵の俵に使うんだという、そのような品種だということがありますが、要は何を言いたいかというと、それぞれの農民が、それぞれの努力で、それぞれの地域に合ったものをもっと自由に作れる状況をつくっていただきたいというのが私の意見なのです。

○寺本部長 これはまたちょっと違ったところの話になるかと思いますが、農民の方たちの一つの御意見ということだと思いますが、ほかいかがでございますか。

○佐々木委員 貴重な情報、御意見ありがとうございました。

私からは質問ではなくて意見。一番最後の5番のところのゲノム編集食品ですと表示してという文章がございます。これは前回、議論もありましたようにコミュニケーションを図るという意味ではとても大切な御意見であり、ゲノム編集技術を用いたものか用いないものかはその食品に対して消費者が知るといふこと、そして消費者が選択をするといふこと。そして、その選択をするために正しい知識を公開し、社会に伝えていくといふこと、すなわちここはコミュニケーションという観点から見ると、この5番の文章はとても大切であると私は感じました。

以上です。

○寺本部長 この表示の問題といふのはまた考えなければいけないかと思いますがけれども、情報を共有する、情報を提供するといふ意味においては重要なことだと思いますので、先ほどのゲノム編集といふことをよく理解していただくと同時に、こういう品種があるといふことも御理解していただくことが重要なことと思っております。

ほかよろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

次に、前回の議論を確認したいと思っております。資料3について事務局から御説明をお願いしたいと思っております。

○三橋専門官 資料3をタップしてお開きください。

資料3に関しましては、前回調査部会での委員、参考人の意見の概要となっております。

まず情報提供を求める仕組みについてですが、届出を求める理由や必要性に応じて、強制力を持った届出とするのか、自主的な情報提供とするのかがあります。今回の整理からしますと、強制力を持たせる届出は、措置としては過剰になるのではないかという意見がございました。

また、届出することのメリットがないと仕組みがうまく機能しないのではないか。次に、開発者等に求める情報としてゲノムの安定性に関する情報を加えるべきではないか。届出情報について人の健康を損なうおそれの

ある情報は、企業秘密にかかわらず公開すべき。また、組換えDNA技術への該当性、「等」の多用など、相談対象の範囲がわかりにくい。限界はあるが、より明確な記述にするべきとの意見がございました。

次に、組換えDNA技術応用食品とゲノム編集技術応用食品との関係についてです。食品衛生法とカルタヘナ法において、規制の対象となる組換えDNA技術に相当するゲノム編集技術の範囲が異なっていることも含め、組換えDNA技術応用食品とゲノム編集技術応用食品との関係について、混乱しないよう説明の仕方を工夫すべき。また、リスクコミュニケーションの際においても同様との意見がございました。

また、リスクコミュニケーションについてですが、安全性に関する消費者の十分な理解を深めるという記載がございましたが、これが安全であることの理解を求めるととられないように配慮をすべきとの意見がございました。

そのほかの意見としましては、海外の情報においてEUがGMO非該当としている「従来から多く利用され長い安全性の記録のある突然変異誘発技術」の範囲は何かとの意見がございました。このうち最後の御意見の「従来から多く利用され長い安全性の記録のある突然変異誘発技術」の範囲については、公表されている資料等を確認いたしましたが、調べた範囲では個別の技術が列記されているわけではなく、前回の調査会で田部井参考人から説明のあったような、従来の育種技術としての突然変異誘発技術であると考えております。

また、2つ目の項目、すなわち組換えDNA技術応用食品とゲノム編集技術応用食品との関係に関連して、補足説明をさせていただきたいと思います。

参考資料2をお開きください。こちらは食品衛生法とカルタヘナ法、正確には遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律になりますが、それらの法律の目的、組換えDNA技術に関する定義を並べたものになります。

法の目的につきましては、食品衛生法は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制、そのほかの措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的としております。

一方、カルタヘナ法に関しましては、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書及びバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の的確かつ円滑

な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。

また、定義に関しましては、食品衛生法では、これは前回の部会で御説明したとおりですが、食品、添加物等の規格基準において、組換えDNA技術を下線の部分のように定義いたしまして、従来の生物に遺伝子を導入するような、いわゆる遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経ることを義務づけるために、平成12年に告示改正を行って規制したものであります。

他方、カルタヘナ法に関しましては、遺伝子組み換え生物等として下線部のような定義をしております。主務省令は2ページ目の下線部分が該当いたします。カルタヘナ法では、核酸としておりますので、DNAだけではなくRNAも範囲に含まれますし、また、細胞融合の技術も含まれております。さらに規制は、食品衛生法では食品として販売しようとするものに対してかかりますけれども、カルタヘナ法では開発、研究の段階も含めてカバーされ、また、食品の用途に限定されるものではありません。

このような相違がある中、それらを今後も遺伝子組換えという同一の用語でくると混乱することにもなりますので、表現につきましては組換えDNA技術応用食品や「いわゆる」という言葉をつけまして、いわゆる遺伝子組換え食品とするなど、区別する工夫を今後したいと考えております。

なお、カルタヘナ法上の扱いについては、食品衛生法上の取扱いがどうであれ遵守する必要があることは言うまでもございません。

事務局から資料3及び参考資料2の説明は、以上でございます。

○寺本部長 どうもありがとうございました。

事務局から前回の部会で出されました意見等の概要の報告がございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

○二村参考人 前回質問をすればよかったのですが、もう少し情報が欲しいと思う点が1つありまして、その点を申し上げたいと思います。

前回、田部井先生から主に植物でのゲノム編集の育種の過程を御説明いただきました。その際に選抜という過程があるので、そこで問題のあるものは取り除かれるという御説明でした。

本日も出席の種苗協会さんも植物についてはかなり詳しく状況を報告いただきました。しかし、実際の例の中では動物、特に魚などでも編集の研究が行われているということでしたので、動物の場合はそういう過程があるのか。資料を見た限りはないのではないかと見えます。直接受精卵等に編集を行いそのまま新しい品種ができるということになると、植物のよう

な選抜するという過程が含まれないのではないかと理解したので、動物の場合は実際はどのようなプロセスであって、そこに植物と違って何か課題ですとかリスク的なものがないのか、。特に選抜がされないということから生じてくるようなリスクというのがあるのではないかと知りたいと思いました。この点についてももう少し情報が共有されるとよいのではないかと思います。

○寺本部会長　これはどうでしょうか。田部井先生からあれするか、もしくは私も動物というのは何となくまだイメージ的になかったのですけれども、これは事務局からその辺のところを触れていただいても。

○田部井参考人　私もその辺は専門ではないのですが、わかる範囲でお答えしたいと思います。

今のような質問は調査会の中でもございました。1つは、今、選抜はないという言い方をしたのですが、これは世代を超えて選抜をするということはないのですが、当然、幾つもつくった中で適切なものをつくる、選ぶという選抜は当然行われます。先ほど質問もありましたように、例えばアレルギー性の危険性があるようなものができたらどうするか。それは当然そういうものは廃棄して、そうでないものを選んでいくという選抜は動物でも植物でも行います。

それから、魚の例は私もよく承知していませんが、動物の場合は、1つの問題点は調査会のときの大西参考人も言われていましたようにキメラの問題があるということなので、その解消というのが問題になります。ただ、結果としてゲノム編集でどういうものができて、その安全性はという個々については、当然そこは選抜をかけるという御意見でした。

○森田室長　補足させていただきます。調査会の議論の中では、動物の場合、代を重ねると近親交配が進むので、外から新しい種を入れないとうまくいかないという話もございますので、その点は補足させていただきます。

○寺本部会長　栗山委員、どうぞ。

○栗山委員　今のお話の中で、アレルギーのあるものは除く。ちょっと記憶があれなのですが、除くということをおっしゃったと思うのですけれども、どうやってそれを確認して、どうやって除くのでしょうか。アレルギーの世界の中でもその物質を同定することでさえ大変であるのにとちょっと思ったものですから。

○田部井参考人　アレルギーという言葉が安易にはなかなか使えないということはよく承知しているのですが、私が今回使ったのは、調査会の中で行われた議論を前提にしております。これは調査会の中でさらに詳しく近藤委員から補足いただきたいと思うのですが、今回調べるのはゲノム編集が行われたとき

に、その遺伝子の中で読み枠が変わったりして、新たなアレルゲンとかエピトープとかができていないかというのをチェックすることと、あと解析ソフトを使って非常にオフターゲットが起こりやすいということが幾つかリストアップされますので、そういうところにオフターゲットがあるのかないのかを見て、オフターゲットがあるようならば、まずはもしかしたら事業者というか開発者はそういうものを使わないかもしれませんが、使うとしてもその周辺で新しいアレルゲンの可能性が起こっていないのかということを見るということです。

そのときもデータベースに当たって見るということでしたので、それも調査会の中の議論では、どのデータベースを使ったかということもちゃんと明記しながら確認するというお話だったと思います。

○寺本部長 近藤委員よろしいですか。

それでは、今回は調査会の報告をベースに議論を行いました。その中で新たな事項として、開発者等に情報提供を求める内容として、新たにゲノムの安定性に対する情報を追加するという意見がございました。このことについてどのような情報を求めていくかということについて、調査会の座長の近藤委員、何か御意見ございましたらいただきたいと思います。

○近藤委員 前回、神田委員から御質問があったのは、神田先生自体が医学の先生なので、恐らく人の場合、いろいろな人が持っているウイルスとかでトランスポゾン、ゲノムが不安定になって、トランスポゾンとかに転移して人に悪い影響が出るのではないかという考えから出てきた考えで、それでゲノム全体の安定性を見たほうがいいのではないかという質問だったかと理解しております。

それはあくまでも医学的な立場と考えておまして、ゲノム編集がされる例えば植物の場合においては、実際にはゲノム編集をした作物は、通常は後代交配あるいは選抜育種をするわけで、その過程で当然、各世代でゲノムを改変をした部位が変わっていないというところは当然見ているということで、組み換えたところの後代で安定であるというデータをもってすれば、植物の場合においてはゲノム全体が安定であると考えていいのではないかと考えております。

それから、先ほど動物、魚のキメラのお話がありましたけれども、その魚の場合も最初にゲノム編集して、そのとおり1回目はキメラが結構できるそうですが、そういうものは、とっていたものについてさらにもう一回、複数回ゲノム編集をやって、それでできたものを調べて製品にするということだったので、魚の場合においても最終的に各世代できちんと改変した部位を見ているということで、そういうところでゲノム全体の安定

性というのは担保されるのではないかと考えますけれども、この点について中島委員、いかがでしょうか。

○中島委員 ほぼ同意見でして、植物の場合、ゲノム編集をやったから、だからといってそれをもってゲノムが不安定になるとか、そういった知見は今のところありませんし、また、それが起こるだろうということも非常に考えにくいです。である以上、特にゲノムの安定性に関する情報ではなく、通常の開発して商品化の段階で行われる後代の育成で、そこを見ておけば十分でありまして、ゲノムの安定性に対する情報を徹底的に求めるとなると、何代にもわたって全部次世代シーケンサーにかけてそのデータを求めるのか。ではそれを誰が評価するのかということになって、結局、通常の育種でもそういった変異が、ゲノムの改変等々が起こることを考えますと、よくわからないことになろうかと思えます。なので近藤委員のおっしゃったとおり通常の育種に伴う後代の育成の過程を見て、これで十分ではないかと。なので私もゲノム安定性に関する情報までは特に求める必要はないのではないかと考えます。

○寺本部会長 この件に関しましていかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この安定性に関する事項以外では前回、表現の修正を検討する事項もありますが、そのほか追加すべき事項等がございましたら御意見を伺いたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○梅垣委員 前回、届出のことで強制力を持たせる届出は過剰だというのがありましたけれども、私は届出と公開は分けたほうが良いと思うのです。届出は強制的に全部届出をもらって、公開するときは因果関係とかもいろいろありますから吟味して公開しておかないと、ただ単に自主的に届出してくださいと言っても多分出てこないと思うのです。知的財産の問題もありますから、そういうものは厚労省に全部集めて、それぞれの知的財産のところは守るということで強制的に届出はしてもらって、公開するときはかなり吟味して公開するというふうにしておかないと、多分届出はなくなると思うのです。誰も届け出ないと思うのです。

新しい技術ですからわからない部分があります。現場でどういふふうな問題が起こっているかというのをできるだけ吸い上げるような体制にしておくほうが、処罰をするというのではなくて、わからない知見をできるだけ集めて、それに対する対応をするというのが私は現実的だと思うので、前回の届出と公開というのは分離したほうが良い。報告書といいますか、意見書のところも私は書きかえたほうが良いのではないかと思います。

○寺本部会長 吉田課長、どうぞ。

○吉田課長 御意見どうもありがとうございます。

現在におきましても、届出につきましては任意ではあるかもしれませんが、一応、全て届け出ていただくということをお願いするという内容になっていると理解しております。その上で、調査会におけます報告書におきましても、公開につきましては当然、企業秘密に配慮して一定の情報を公表するという事は既に明記されております。したがって、今、委員から御指摘のあった企業秘密の部分といたしましうか、そのあたりが開示されるから届出がされないのではないかと懸念については、この報告書の中でも一定の配慮がされていると思いますので、私どもとしましては、やはり届出された内容が、そういうものが届出されているということもしっかり、誰がどういったものをつくっているかという情報を公開することは、法的な強制力を持たせない中で一定の効力といたしましうか、そういうものを担保する意味では公開もするという事で、逆に実効性を担保できるという面もあると思っておりますので、誰がやっているか届出されたということは最低限、必ず公開しなければいけないと思っております。ただ、公開する内容については企業秘密に配慮して情報を公表するという事で対応すべきというふうに思っておりますので、調査会における報告書の内容で、事務局としてはその方向で対応すべきではないかと考えるところでございます。

○梅垣委員 届出するときに、かなり慎重になると思うのです。そこでスクリーニングがかかってしまって、いろいろな問題が吸い上げられない状況には私はなると思うのです。ですから別件の問題でも届出をするのを、いろいろな業者の人に話を聞くと、公開されるとはっきりしたことがわからないものが公開されると困るので、かなりちゅうちょするという意見もあるのです。ですからできるだけ因果関係がわからないとか、はっきりしないものでも一応は出していただく。

安全性に関して相談するというのがありますけれども、ではどうやって相談するのという具体的なところがないのです。だから、そこをもう少し具体的にするというのが私は必要ではないかと思えます。文面で書いてあっても、実際に実効性は多分ないと思えますし、消費者は安全・安心で、安心を求めるのはリスクコミュニケーションもありますけれども、それだけでは不十分で、現場でどういう安全性の確保の体制がとられているかというのを多分、一般の人はかなり心配します。そここのところをきっちり整備して、安全性が確保できる体制を整えるという意味でも、届出と公開というのは切り分けて考えたほうがいいし、はっきりしないものがいっぱい

ありますから、そういうものをできるだけ集めるという考え方で、処罰するのではなくて現場のいろいろな問題を集めるという考え方をとったほうが現実的だと思います。

○寺本部長 基本的には届出は求めるわけですね。

○吉田課長 はい。座長御指摘のとおり、基本的には届け出てもらおうという内容で報告書はまとまっていると思っておりますので、私どもも基本的には懸念があるとかないとかにかかわらず、一定のゲノム編集技術を行っているものにつきましては、基本的には届出をしていただくという制度の枠組みだと理解しております。

○寺本部長 梅垣先生が御心配なのは、それを求めてもいろいろ公開されていくので、逡巡するところがふえていくのではないかという懸念です。したがって、届出も十分なされない可能性がある。したがって、恐らく厚労省としても届出があったという事実は公開しなければいけないと思うのですが、中身のどこまでを必須として出すかというあたりについて、もう少し細かく言っておかないと業者もかなり厳しいのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○吉田課長 確かに前回、二村参考人からございましたとおり、届出することのメリットといいたいまいしょうか、そういうものがないと届出がなされないのではないかという御指摘だと思っておりますので、私ども一定の届出がされていて、一定の公表がされているということをもって、一般の国民が持つ不安を解消する効果があると期待しているところではございますが、一方でその公表の仕方によっては逆に任意の届出が達成されないということになれば、それはまた逆効果でありますので、現在の報告書では一定の情報を公表するという、一定の情報というところにやや曖昧性があるかなと思っておりますので、少しその辺は検討させていただきまして、届出はしっかりされる。それがしっかり届出されているということをご一般国民の方にも知らしめるという効果もあわせ持つような形で、こういったような情報をこういった形で公表するのかというのを少し明確化できるかどうか、検討させていただければと思っております。

○寺本部長 二村参考人、どうぞ。

○二村参考人 実は11月にこちらの委員会のヒアリングに呼ばれましたときに、私としては技術自体、あるいは新しい技術によってつくられた食品という点を踏まえると、現時点では消費者、国民のところにそのことについて理解ですとか受容性があるとは到底思えないので、きちんと管理されているという状態をつくるのが重要だということをおし上げました。今の届出の問題はその点に大きくかかわっていると思っております。基本的には届出は義

務だとしていただきたいというのがやはり一番の希望です。

そのときにどういう情報を収集し公開するかというところは、いろいろな論点があるかと思います。普通の人考えたときに、自主的な届出制度ですと言われて、それがよく理されていると感じるかという、やはりそうはならないと思うのです。また、やはり情報が集まってくるというのは本当に重要なことで、報告書の中にもコミュニケーションという言葉が書いてあったのですが、何が起きているのかが十分わかっていないのに、どうやってコミュニケーションするのかと普通は思うわけで、どういうものがつくられているとか、こういうふうに安全性をきちんと確認しているとか、そういったことも含めて情報がきちんと集まるということが大切です。そうした制度をかいくぐって出回るものがあるという状態は非常に不信を招くと思います。基本的には義務だということをきちんと明記していただきたいことと、その上でどうしたらそれがきちんとなされるのか、制度をかいくぐるというか、わからないからいいだろうというようなことが起きないようにするのかというところは、またあわせて考えていただくことが必要ではないかと思います。

○寺本部長 曾根委員、どうぞ。

○曾根委員 私も全く同意見で、今後、リスクコミュニケーションのツールとしての表示を考える際に、届出が任意あるいは自主的であると、その表示の信頼性、すなわち正直者だけが届出て、表示され、表示していないものは怪しいのかなどの疑念を生む可能性もあるので、やはり基本的には届出自体は強制力を持ったものとしていただき、その上で、どの程度まで公開するかや公開時期に関しては、特許の絡みなどもあるので、また別の議論が必要だと思いますが、届出自体は国民の信頼とか表示の信用性などの観点からも、強制力を持った仕組みにしておかないといけないと思います。

○寺本部長 どうもありがとうございます。

浦郷参考人、どうぞ。

○浦郷参考人 私も今、出た意見に賛成です。ゲノム編集技術を応用した食品というものの安全性に関して、科学者とか専門家の方は理解すると思うのですけれども、従来の育種技術と同様だよということと言われても、従来のものというのはあくまでも植物の中で起こる変化ですよ。ゲノム編集というのは、人の手によって操作されるというところで専門家でない一般の人たちというのは、そこまでの技術とか安全性とかは理解できないと思います。だから不安に思うというところで、ゲノム編集技術の安全性について消費者の信頼というのはまだ得ていない状況だと思います。ですから、やはり消費者の中には、ゲノム編集技術を応用した食品であるかないかというこ

とを選択したいという人も出てくると思いますので、やはり私はここは届出義務化は必要だと思っています。

届出の義務化というのは、企業にとってそんな負担なことなのかというところがよくわからないのですけれども、安全性の審査をするわけではなく、自分の持っている情報を届出ることなので、そんなに負担にはならないと思います。新しい技術なので、この先、どのような悪い影響が出るかというのがまだわからないところなので、やはり義務化は必要で、それから安全性についてはコミュニケーションの話がずっと出ていましたが、国民全体がコンセンサスを得られるような状態になるようにコミュニケーションをとらなければいけないし、そうなるまでは義務化は必要だと思っています。

○寺本部長 栗山委員、先にどうぞ。

○栗山委員 皆様のおっしゃったように、私も届出の義務化をしていただきたいなと思います。何世代かたって、本当にこれが何の心配も要らないものだと、みんなが食べて実感してそう思うようになるまでの間で結構です。もしかしたら割合と早くその必要はなくなるかもしれないのですが、まだ不安が残る間、それがうまく説明して、それが伝わるまでの間、お願いしたいと思います。

○寺本部長 事務局、よろしくをお願いします。

○吉田課長 種々御指摘どうもありがとうございます。

まさに届出のあり方の問題でございますけれども、このことにつきましては既に調査会の報告書の中でも今回の情報提供を求める趣旨といいたしうか、それを考えた場合にゲノム編集技術を応用した食品が従来の育種技術で得られたものの範囲内であるという前提、それから、いろいろなものが判別あるいは検知することが困難という問題から、今回の技術に対する入念的な状況把握という目的から届出べきだという判断になっていると理解しております。

そうした場合に、前回、横田参考人からも御指摘がございましたとおり、そういったような趣旨あるいは現実、実効性等を鑑みた場合に、法的な意味での強制力を持った届出というのは、それをやらなかった場合の罰則とかそういったものまで鑑みた場合には、措置としては過剰になるのではないかと御指摘をいただいているところでございます。ですので、実効性をどれだけ高めるかということについては、我々行政的な対応としては、当然それを徹底することは努めるべきだと思っておりますけれども、法的な意味での強制力を持たせる届出ということにつきましては、そこは法的整理としては慎重にしなければならないと思われるところがございますの

で、そこは少し慎重にさせていただければと思っております。

あと、安全性についてのさまざまな御懸念につきましては、別途いわゆるゲノム編集技術そのものの理解を深めていただく。これは当然対応すべきだと思っております。

表示の話につきましては、そこはまだ表示するかしないかという問題はそもそも消費者庁さんの検討する事項でございまして、そこはまた私どもの検討状況を踏まえて消費者庁のほうで御検討いただくということと理解しております。

ということでございまして、種々御意見をいただいておりますが、一方で、繰り返しになりますが、今回の届出の目的等々に鑑みると、法的強制力を持たせるような届出については措置としては過剰ではないかというのが、法的な整理という意見もあるということをお紹介させていただきます。

○寺本部長 確認なのですけれども、今おっしゃっている法的なという意味は、罰則つきのを考えるのはいかがなものかということと考えるとよろしいですか。届出は基本は義務化するという考えはいいけれども、それに罰則までつけるのは行き過ぎではないかということと考えるとよろしいですか。

○吉田課長 必ずしも全ての届出に罰則が伴うわけではありませんけれども、法的な義務化となりますと、位置づけの仕方によっては罰則と連動するような届出という形になると思います。行政通知といいたまうか、行政指導的なものであっても実行上、受け手側における受け留め、実効性という意味ではそれほど変わらない面はあると我々としては考えておりますが、問題は、それに違反した場合、どこまでの措置を課すのかといった位置づけについては、少し慎重にする必要があるという趣旨でございまして。

○寺本部長 継続してそこは考えていかなければいけないというところですね。

佐々木先生、どうぞ。

○佐々木委員 先ほどの梅垣先生の御意見の中に情報収集という言葉がございました。届出の一つの価値として、情報が収集され、蓄積されて、それが未来に用いられるということだと思えます。罰則とは全く異なる届出の価値であろうと考えます。すなわち、こういう新しいものが完全に安全であるとか、社会の役に立つという完全性に関しては、まだ誰もわかりません。私たちが現在知り得る最高の情報、知識を持って最善の決断を行うということが、我々に課されたものであり、すべきことだと考えます。

ということは、未来においてそれが保証されるかどうか、確認されるかどうかは、未来に情報を蓄積して、それを後方視的に解析することによって明らかになります。そのようなことができるような仕組みを、負担をふやすことなく組み入れておくということが一つの未来において、これらの

政策を正しく進めていく上の資産になるのではないかという見方もできるかもしれないというように考えました。

以上です。

○寺本部会長 どうもありがとうございました。

梅垣先生、どうぞ。

○梅垣委員 繰り返しになりますけれども、届出をする意味です。どういう意味があるかということ、多分、佐々木先生がおっしゃったように情報収集だと思うのです。公開は消費者に対する注意喚起の意味があって、処罰するとかいう意味では私はないと思うのです。そういう意味では、届出はできるだけいろいろな情報が集まるようにして、そこから分析して問題点を明らかにするという、情報収集の意味で私は強制してもいいのではないかと思います。ですからどういう目的で届出をして、どういう目的で公表するかというのを明確に分けておかないと、一緒にすると混乱するので、そのところは分けていただいたほうがいいのではないかと考えます。

○吉田課長 また繰り返しで大変恐縮でございます。まさに佐々木委員、梅垣委員がおっしゃったように、今回の届出というのはまさに新たな技術に対する入念的な状況把握の目的だと、これは調査会の議論でもそうなっております。ですから、我々もそういった趣旨で届出をしていただくということだと思っています。ですので、我々は当然それを全てのものに求めたいと考えております。

ただ、それを法的に完全に逸脱させないような厳しい強制力を持たせた届出にできるかということ、少し法的な意味での整理が必要ということで、行政的には情報を提供してくださいというのは当然お願いいたします。それはいずれやっても同じでございますが、それがなされなかったときに法的な意味での法違反をとるのかどうかということについては、入念的な情報収集という目的での届出であるのに、法違反というところまで問うのには過剰な措置になると、法的整理としてはそうなるということで、そこは少し整理させていただきたいということでございまして、実行上は当然行政指導として全ての対象者に情報を提供していただくべく、届け出ていただく。それは当然強く求めていきたいと思っておりますけれども、そのあたりの少し法的な整理については、慎重にさせていただきたいという趣旨でございます。

○阿部委員 私も情報収集という意味では、モニタリングは非常に重要だと思うのですけれども、1つ限界を感じていまして、先ほど農家の方が改良していくという話があったのですが、例えばゲノム編集Aのものと、ゲノム編集Bのものを農家の方がかけ合わせるということもあろうかと思います。その

ときに届出の対象に上がってくるのかというところが心配なところであり
ますので、例えばゲノム編集Aのものということモニターするという目
的があるとすると、場合によってはF1までの扱いということにとめておか
ないと、モニタリングが機能しないのではないかと懸念しております。そ
の辺も前回はF1だけが対象であり、それを改良したものということに関し
ては特に規制等も考えていないというような御指摘だったと思うのですけ
れども、そのところはモニタリングの重要性というところがあるとする
と、ちょっと検討が必要かなと私自身は感じました。

○寺本部会長 将来的にいろいろとこれが使われていくと、いろいろな事態が起こって
くる可能性があるということで、恐らく何らかの形で最初の段階である程
度、届出をしていただいて、情報収集という流れをつくっていかないと、
その後のことは非常に危険性が出てくる。危険性とまでは言いませんけれ
ども、何か問題が起こってくる可能性があるということだと思っております、
従来から健康食品とかそういったものはみんなそうなのですけれども、情
報収集はなかなか十分集まってこない。そのことによる健康障害も必ずし
も全部つかまってこないという問題があって、情報収集をどうするかとい
うのは非常に大きな問題だったと思うのです。

そういったことを考えると、ある程度しっかりと情報を集めるという意
味において届出をきちんとしていただくということの方策はきちんと立て
るべきだろうと思うので、法的にどういう罰則までつけるのかというところ
までの議論を我々はするつもりはございませんけれども、ある程度の義
務化は必要なのでないかと思っておりますが、その辺のところはもう一
回、議論させていただきたいと思っております。

そのほか何か御意見ございますか。二村参考人、どうぞ。

○二村参考人 もう一つ、これはきょうすぐお答えいただくということではなくて結構
なのですけれども、今までの議論というのは国内で開発されて流通する
ということが前提だったように思います。が、実際には輸入食品ということ
も考える必要が出てくるのではないかと考えていまして、そうすると先ほ
どの届出の話もどのような制度になるかということが輸入食品にも関係し
てきます。海外でつくられて情報がないものが流通しているということに
なりますと、これも消費者にとっては不安の材料になると思います。また
そうなった場合、この間のお話のように国や地域によってゲノム編集の定
義が違うということでした。日本に輸出していただくのであれば、日本の
定義に合わせていただくということになると思っておりますけれども、場合
によっては、そのようなレベルではうちの地域なり国では管理していま
せん、というような可能性もあるのではないかと考えています。国際的な動向と

日本でどのような制度にするかということは、特に日本の場合、輸入食品というのはもちろん選ばない方もいらっしゃいますけれども、実際にはないと成り立たないと思っていますので、そこをどういうふうに整合させるのかということも今後の制度設計のときの課題かと思えます。

○寺本部長 どうもありがとうございます。食品は恐らくいろいろなところから輸入もあるし、輸出の問題は日本でいろいろと決めればいいのですが、輸入の問題はなかなか各国違ってきているので、それをどう我々はチェックしていくのかというのは、これまた大きな問題かなと。今後また検討させていただくことになるかと思えます。

そのほか何かございますか。

それでは、本日の議論は一応ここまでということにさせていただいて、ここまでいろいろと御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

次回では、部会としての取りまとめに向けた議論を行いたいということでございます。

事務局から連絡事項をよろしく願いいたします。

○三橋専門官 次回の調査部会に関しましては、1月を考えております。その際に今回の議論を踏まえた上での取りまとめを考えております。

連絡事項は以上でございます。

○寺本部長 どうもありがとうございました。

本日いろいろな問題が提起されましたし、また、議論すべきことも出てきたかと思えますので、次回、一応、取りまとめを今年度中にはするということでございますので、少し取りまとめの作業に入りたいと思えます。

これは非常に重要な問題で、今後の日本のいろいろな健康安全の問題ということに関連していきますので、今の届出の問題、情報収集の問題、将来の健康障害に対する問題等々についての情報の取扱いをどうするかということについても、少し議論をしたいと思えますし、先ほど消費者庁の問題だとおっしゃいましたけれども、表示の問題というのも強く考えていかなければいけないと思えますので、その辺も少し意見を述べさせていただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

○吉田課長 先ほどの説明の中で報告書の取りまとめと申し上げましたが、あくまで報告書案の取りまとめということでございまして、これは前回は今後のスケジュールを御紹介しましたとおり、とりあえず一旦、部会報告書案の取りまとめを1月めどにやっていただきまして、その後、また意見募集を経て、さらに3月めどに最終的な報告書を取りまとめしていく。まだ1月で固まるということではないということをお願いしたいと思います。

もう一点、部会長おっしゃいましたとおり表示の問題につきましては、検討は確かに消費者庁でございますけれども、私ども当然その辺の連携は十分とらせていただいておりますので、こういったような御意見があるということはどう対応するのかという形では、十分消費者庁とよく連携して、表示についても適切になるように連携を深めていきたいと思っておりますので、その点もあわせて申し添えたいと思います。

○寺本部会長　それでは、先生方どうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。